

妊婦のための支援給付事業

(妊婦等包括相談支援事業)

雲南市では、妊婦の皆さんの産前産後期間における心身の負担、経済的負担の軽減のため、妊婦のための支援給付金を支給します。

妊娠期から地域で安心して子育てができるよう、いろいろな支援機関と連携し相談に応じます！

—事業のイメージ—

1 妊娠届 1回目 妊婦給付認定申請 5万円
妊娠中の生活、出産までの見通しを保健師や母子保健コーディネーターと一緒に考えます。

2 妊娠8か月 アンケートの回答
アンケートがご自宅に届きます。
心配事があればお伝えください。面談による相談もできます。
産前産後のサービス利用を一緒に検討・提案します。

3 出生届・赤ちゃん訪問 2回目 胎児の数の届出 5万円
(妊娠しているこどもの人数×5万円)
保健師や母子保健コーディネーターが訪問面談し、悩みを共有できる仲間づくりの場や産後ケア等のサービスを紹介します。
出産予定日の8週間前の日からの申請も可能です。

<留意事項>

- *本事業での妊娠の定義は、「医師による胎児心拍の確認」とされています。
- *医療機関での妊娠を確認した後に、流産・死産した場合も本事業の対象です。
- *申請期限については、2年間です。

起算日：1回目：医療機関で胎児心拍が確認された日

2回目：・出産予定日の8週間前

・妊娠が継続できず流産等をした場合については、流産等をしたことが医療機関等において確認された日

—給付金申請手続きに必要な書類—

- ① 申請書
- ② 申請者本人確認書類の写し(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等)
- ③ 申請者名義の口座情報の写し(金融機関・支店名、口座名義フリガナ、口座番号を確認できるもの。通帳、キャッシュカード等がない場合は、口座情報のプリントアウト等により提出をお願いします。)

<提出先>雲南市こども家庭支援課 (こども家庭センター)
各総合センター市民福祉課、市民サポート課



【お問合せ】雲南市こども家庭支援課 (こども家庭センター) ☎0854-40-1047